

平成27年第3回定例会 9月7日

○議長 宮城清政君 再開します。それでは、各部長の詳細説明方法について説明申し上げます。まず、これまでの説明方法は、昨年と同様、決算調書資料を用いて説明をし、歳入については節ごとに予算現額調定額が100万円以上の差額理由、不納欠損額の主な処分理由、また収入未済額の原因となった主な理由について述べてください。歳出については、節において不用額50万円以上、50万円未満でも執行率が低い、あるいは未執行などを生じた主な理由を決算調書資料で説明していただきたいと思います。決算調書資料で説明が不十分な箇所があれば、決算書を用いて説明をしていただきたいと思います。

それでは、各部長に所管にかかる説明を求めます。総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 それではまず、総務部の決算概要説明の前に、先ほど代表監査委員よりありました平成26年度歳入歳出決算状況の意見書のなかでご指摘を受けた件についてご報告とお詫びを申し上げます。所得税の徴収割に起因する2款1項1目22節、延滞金及び不納付加算税。これは決算調書30ページでございます。63万4,000円が延滞金と不納付加算税になっています。これは個人との委託等の報酬費の支払で源泉徴収するべきをしていなかった部分の延滞税と加算税となっております。

それからもう1点でございますが、決算書16ページでございます。14款2項1目9節、沖縄県市町村特定処理支援事業補助金、この収入額499万8,000円となっております。しかしながら、この事業は26年度、実際の不発弾処理をしております、本来ならその95パーセントに当たる663万7,000円が補助金として歳入されるべきでございました。しかし、ご指摘のとおり、この補助金申請漏れによって最初の3件分、額にして163万9,000円の歳入漏れが発生しております。ご指摘のございましたように、今回このような事態が発生して、議会、それから町民の皆さんへ多大なご迷惑をおかけしたことに対して深くお詫び申し上げます。今回のこの事態とご指摘を真摯に受け止めて、再度、全職員が事務執行の制度の理解と適正な事務執行に努め、各部署が組織的なチェック機能を強化して再発の防止に取り組んでまいります。なお、特に不発弾処理につきましては、具体的な対応策としましてフローチャート等を作成しております。それから、決済時の添付資料の追加等々、それにつきましては後日委員会で詳しくご説明させていただきたいと思います。

それでは、総務部各課の決算の概要を説明いたします。まず、総務課にかかるものについてでございます。決算調書34ページから36ページの歳入予算額と調定の増減100万円以上の差と歳出の50万円以上の不用額については、歳出2款3節の各時間外勤務手当については、見込みよりも当該勤務時間が減少したことによるもので、その他につきましては説明の欄にもございますが補正を行うべきところを失念により行わなかったということによるものでございます。未執行予算につきましては、決算書27ページ、2款1項3節でございます。16節、原材料費4万円は、原材料費の対象となる補修等がなかったためでございます。それから31ページ、2款2項1目9節、の旅費は、固定資産評価審査委員でございしますが、この審査申し出がなかったことによるものです。

続きまして34ページ。2款4項5目、農業委員会委員選挙費、7節、8節、9節。それから、35ページから36ページの2款4項8目、町長選挙費、8節、14節は当該選挙が実施されなかったことに

よるものです。

続きまして決算書59ページ9款1項2目、災害対策費、1節、報償費及び9節、旅費については、防災計画等の改正がなく防災会議を開催する必要がなかったためでございます。

続きまして、企画財政にかかるものです。決算調書45ページ。予算額と調定額の差額があるものについては、2款2項1目1節、自動車重量税譲与税、それから9款1項1目1節、地方交付税は、いずれも交付決定が3月下旬のため最終補正に間に合わなかったことによるもの。それから、14款2項1目11節、総務費、県補助金は、沖縄振興特別推進交付金事業費の確定時期が最終補正に間に合わなかったことによるもの。17款1項、基金繰入金については、地域づくり推進事業の執行残によるもの。46ページ20款、地方債につきましては、それぞれの事業の説明のとおり事業費の確定によるものです。歳入の予算と調定に100万円以上の差がある事業につきましては、事業費の確定する時期が最終補正に間に合わなかったことがその理由となっております。未執行予算につきましては、決算書37ページ、2款5項目、統計調査費3節、職員手当の未執行は、農林業センサスと経済センサス基礎調査及び商業統計調査で、職員の時間外勤務手当費を計上しておりましたが、時間外勤務を行わずに完了したことによるものです。

続きまして住民環境課にかかるものです。決算調書の54ページをお願いします。予算額と調定額に100万円以上の差があるものにつきましては、19款5項6目1節、雑入196万7,317円は、町指定ごみ袋売上が予想額に届かなかったためのものです。続きまして、歳出50万円以上の不用額は、4款2項1目19節、負担金、補助金及び交付金150万円につきましては、住宅用太陽光発電導入支援補助申請件数が予想を下回ったことによるものです。未執行予算につきましては、決算書46ページをお願いします。4款1項4目、環境衛生費1節、報償費4万5,000円と9節、旅費9,000円は、公害対策審議会委員への諮問がなかったため、当該会議を招集する必要がなかったことによるものでございます。

次に、税務課にかかるものについてです。決算調書57ページ、収入未済額調べ。平成26年度の町税の現年度及び滞納繰越分の調定額36億8,890万352円、収入済額36億257万1,936円、調定額及び収入済額からそれぞれ不納欠損額と還付未済額を除いた額は、調定額合計36億8,219万4,108円、収入済額36億166万8,385円となり、町税全体の徴収率は97.8パーセント、対前年度比で0.7ポイントの増となっています。次に収入未済額について説明します。町税における収入未済額の合計は、2,149件、8,052万5,723円で、内訳は個人住民税が774件2,585万4,365円、法人町民税が41件、262万6,500円。固定資産税660件、4,920万5,556円、軽自動車税674件、283万9,302円となっています。町税全体として対前年度比件数で184件、金額2,239万5,865円の減額となっています。それにかかる滞納理由としては、経済的理由が最も多く、その他に所在不明、また少数ではございますが納税意識の希薄等が原因となっている場合もございます。

続きまして不納欠損についてご説明します。不納欠損調べにある不納欠損については、件数174件、金額670万6,244円となっております。その内訳は、地方税法第15条の7第5項による即時消滅が3件、2,550円。同法第15条の7第4項による滞納処分の執行停止後3年経過が99件、518万8,883円で、これにつきましては徴収努力を続けてきましたが、調査等の結果、財産及び支払能力がないと判

平成27年第3回定例会 9月7日

断して、やむを得ず不納欠損処分としました。また、鋭意調査を行ってきたにもかかわらず、所在または財産の不明でどうしても納税義務者と接触することができず、同法第18条の事項によるものが72件、金額として151万4,811円となっています。

次に、決算調書105ページから108ページの予算現額と調定額に100万円以上の差があるものにかかる町税の1款1項、町民税から3項、自動車税の予算額の算定につきましては、調定額に徴収見込率を乗じて行っていることから差額が生じる結果となっております。108ページの4項1目1節、町たばこ税と、次ページの19款1項1目1節、延滞金につきましては、それぞれ見込みとの増減の差があったことによることが理由です。14款3項1目1節、徴収委託料につきましては、最終補正で対応すべきところを行っておりませんでした。税務課にかかる50万円以上の不用額はありませんでした。

最後に、総務部各課に該当している歳出50万円以上の不用額と予算現額と調定額の差が100万円以上あるもののうち、性質上やむを得ない理由のあるものを除いて予算執行状況の確認を行っていれば最終補正で対応できたものが前年度に引き続きございました。それにつきましても、事務改善に努めてまいりたいと思います。以上で、平成26年度総務部にかかる決算の概要説明といたします。